平成２１年（フ）第３８８号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡698番地４
債務者　川崎　勝也
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２８２号
長野県長野市大字鶴賀674番地１、申立時の住所石川県かほく市宇気タ78番地25
債務者　篠嵜　博男
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８４号
岐阜県可児市今渡1596番地38　エスパシオ201
債務者　下田　優子（旧姓上浦）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第３８７４号
名古屋市瑞穂区下坂町４丁目41番地の１
債務者　前田　隆司
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３００号
大津市大江８丁目90番地の４　カルテットＫＯＢＯＲＩ　Ｄ―401
債務者　杉江　治彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１６号
滋賀県湖南市梅影町４番地１
債務者　緒方　智行
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２６号
滋賀県守山市欲賀町749番地、前住所滋賀県守山市三宅町727番地８
債務者　岡崎　久美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４０号
滋賀県守山市播磨田町1402番地２　雇用促進住宅１棟506号、前住所滋賀県蒲生郡竜王町大字小口164番地
債務者　井手　敏弘
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８２号
滋賀県守山市播磨田町137番地12
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２号
奈良県吉野郡下市町大字原谷548番地の２
債務者　坂本　篤紀
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第３３号
奈良県五條市釜窪町1480番地　花咲寮
債務者　川口　武利
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１１８号
鳥取県境港市森岡町617番地２
債務者　青木　義春
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１９号
鳥取県境港市森岡町617番地２
債務者　青木　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第８３２号
広島市東区光町２丁目９番30―701号
債務者　川口　志郎
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６８号
広島市南区本浦町36番13号
債務者　佐原佐知男
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６９号
広島市南区本浦町36番13号
債務者　佐原　政子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８０号
広島市佐伯区五日市中央３丁目９番62―301号
債務者　中村　典俊
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８２号
広島市東区温品５丁目１番５号
債務者　稲葉　英之
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部